

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7・8・9・10年度に千歳市が発注する建設工事及び設計等並びに物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い並びに業務の委託並びに電力供給に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに資格審査の申請の時期及び方法について定めたので、次のとおり告示する。

令和6年12月3日

千歳市長 横田 隆一

第1 資格要件

1 資格の種別

競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の対象とする業種は別表1に掲げるものとする。

2 参加資格の審査基準日

令和7年1月1日

3 競争入札に参加できない者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を申請することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 本市の市税を滞納している者
- (4) 消費税及び地方消費税等を滞納している者
- (5) 営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有しない者
- (6) 市長が競争入札の参加者として不適当であると認めた者

4 契約の種類による資格要件

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に掲げるもの。以下「工事」という。）の請負契約
 - ア 工事について、千歳市が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。
 - イ 審査基準日において、申請業種に対応する建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

また、資格の登録有効期間を通じて支店等の代理人に契約に関する権限を委任す

- る場合は、委任先の支店等営業所が申請業種に対応する建設業の許可を受けていること。
- (イ) 上記(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その結果通知の審査基準日が令和5年9月2日以降であること。
 - (ウ) 審査基準日（令和7年1月1日）より直前2年度決算分のいずれかに申請業種に対応する完成工事高を有すること。
 - (エ) 経営事項審査の結果通知において、審査対象営業年度又は前審査対象営業年度において、申請業種に対応する完成工事高があること。
 - (オ) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について関係機関に届出の義務を履行している者であること（ただし、届出を行う義務のない者を除く）。
- (2) 設計等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の要件をすべて満たす者とする。
- ア 測量及び建築設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の法令の規定による登録を受けていること。
 - (ア) 測量については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録
 - (イ) 建築設計については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録
 - イ 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
 - ウ 令和6年1月1日から12月31日までの間に、申請業種に係る売上高を有していること。
 - エ 個人の場合は、従業員の数が3人以上であること。
- (3) 物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い（以下「物品購入等」という。）並びに業務の委託（以下「業務委託」という。）及び電力供給に係る契約についての競争入札参加資格者は、営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有している者とする。

5 資格要件の特例

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、上記4に規定する契約の種類による資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。
- ア 経済産業局長が発行する官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
 - イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。
- (2) 合併した企業については、合併前の当該会社のうち少なくとも1社が上記4に規定する営業年数及び完成工事高又は売上高に係る資格要件を満たしているときは、当該資格

要件を満たすものとする。

6 級別格付

工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、管工事、電気工事及び造園工事については、次の事項について行った審査結果により算出した総合数値に対応させて格付けする。

(1) 客観的要素による評点（客観点）

建設業法第27条の23の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査における総合評定値（P）を客観点とする。

(2) 主観的要素による評点（発注者別評価点）

発注者別評価の事項、評価項目及び審査対象者は、次表のとおりとし、あらかじめ定めた基準に当てはめ、発注者別評価点を決定する。

事 項	評価項目	審査対象者
1 工事施行成績	審査基準日の直前2年間の工事施行成績評定	千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者又は千歳市外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者にあつては、千歳市内に建設業法に基づく許可を得た従たる営業所を有し、当該営業所に契約締結に関する権限を委任している者で、審査基準日の直前2年間に千歳市の工事施行成績評定を受けているもの。
2 環境対策	次のいずれかを取得している者。 (ア)一般財団法人持続性推進機構が認証するエコアクション21 (イ)社団法人北海道商工会議所連合会エイチ・イー・エス推進機構が認証する北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES） (ウ)北海道が登録する北海道クリーン・ビズ「優良な取組部門」 (エ)千歳市環境マネジメントシステム（ECOちとせ）	千歳市内に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者又は千歳市外に建設業法に基づく許可を得た主たる営業所を有する者にあつては、千歳市内に建設業法に基づく許可を得た従たる営業所を有し、当該営業所に契約締結に関する権限を委任している者で、事項ごとに申請のあったもの。
3 季節労働者通年雇用	季節労働者の通年雇用奨励金の利用事業者、季節労働者の通年雇用化が進展した事業者又は通年雇用化が100%である事業者の有無	
4 高年齢継続雇用	高年齢被保険者を雇用し、高年齢被保険者数が進展した事業者の有無	

5 障がい者雇用	障害者雇用促進法に基づく雇用義務がある事業者は、障がい者雇用率達成の有無
	障害者雇用促進法に基づく雇用義務がない事業者は、障がい者雇用の有無
6 地域貢献活動	奉仕活動又は地域貢献活動の有無
7 担い手の育成及び確保	(担い手の確保) 若年者（満35歳未満）の新規採用の有無 (人材育成) 資格取得等の技術力向上を目指す技術者に対する金銭的支援の有無
8 女性技術者雇用	建設業法第7条又は第15条に規定する国家資格を有する女性技術者雇用の有無
9 仕事と家庭の両立支援	次のいずれかに該当する者。 (ア)一般事業主行動計画の策定届出 (イ)北海道働き方改革推進企業認定
10 安全及び安心への貢献	次のいずれかに該当する者。 (ア)千歳市等との防災協定締結 (イ)事業継続力強化計画認定 (ウ)事業継続計画(BCP)入門コース相当以上策定

7 参加資格の決定通知等

資格審査の結果、申請者が参加資格を有すると決定したときは、千歳市競争入札参加資格決定通知書（第8号等式）により通知するとともに、令和7・8・9・10年度千歳市競争入札資格者名簿に登録するものとする。また、参加資格を有しないと決定したときは、その旨通知する。

8 登録の有効期間

資格審査により登録された者の登録の有効期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

9 資格の取消し

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を取り消すものとする。

- (1) 第1の第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第1の第4項に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (3) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第2 資格審査の申請時期及び申請方法

1 申請の時期

- (1) 受付期間
令和6年12月16日（月）から令和7年1月31日（金）まで
午前 9:00 ~ 11:30 午後 1:00 ~ 4:00
※ 土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月28日から令和7年1月5日及び受付期間終了後は受け付けない。
- (2) 経済産業局長が発行する官公需の受注に係る適格組合証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合は、上記(1)に定める時期又は当該証明を受けたときとする。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合は、上記(1)に定める時期又は当該企業組合若しくは協業組合が設立されたときとする。
- (4) 市長が特に必要と認めた者については、市長の指定する日とする。

2 申請の方法

- (1) 申請方法
新規申請及び更新申請
市長が指定する申請書類をメール、郵送又は持参の上、受付場所に提出すること。
- (2) 受付場所
 - ア メールの場合
送信先 shikakushinsei@city.chitose.lg.jp
 - イ 郵送の場合
宛先 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総務部契約管財課契約係
 - ウ 持参の場合
千歳市総務部契約管財課契約係（41番窓口）
- (3) 申請書の様式等
千歳市独自様式とする。
なお、申請書や申請手引き等については、総務部契約管財課及び千歳市ホームページで配布する。
- (4) 提出書類
 - ア 資格審査を申請する者は、に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請届兼使用印鑑届（様式1）
 - (イ) 千歳市競争入札参加資格審査申請書（様式2）
 - (ウ) 千歳市競争入札参加資格審査申請書付票（様式3）
 - (エ) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（法人のみ）
 - (オ) 代表者身分証明書及び営業証明書（個人のみ）
 - (カ) 本市の市税に関する納税証明書
 - (キ) 消費税及び地方消費税等の納税証明書
 - (ク) 財務諸表（法人のみ）
 - (ケ) 確定申告書の写し（個人のみ）
 - (コ) 官公需適格組合証明書の写し（当該証明を受けている法人のみ）
 - (サ) 特定関係調書（該当者のみ）
 - (シ) 構成員名簿（協同組合等の場合のみ）

(ヌ) その他市長が必要と認める書類

イ 工事に係る資格審査には、上記アに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 工事経歴書及び工事経歴書集計表（様式4）
- (イ) 発注者別評価項目申告書（該当者のみ、様式5）
- (ウ) 有資格者等名簿（様式6）
- (エ) 総合評定値通知書の写し
- (オ) 建設業法第3条第1項の許可の通知書又は当該許可に係る証明書の写し
- (カ) 上記(オ)の許可を受ける際に提出した許可申請書別紙の写し
- (キ) 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し（該当者のみ）
- (ク) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況申出書（様式7）

ウ 設計等に係る資格審査には、上記アに掲げる書類のほか、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書類を添付し、(エ)から(カ)までに掲げる書類を提示しなければならない。

- (ア) 有資格者等名簿（様式6）
- (イ) 業務等経歴書（様式8）
- (ウ) 登録証明書・現況報告書の写し
- (エ) 1年以上前から営業していたことを証する契約書又は請書
- (オ) 審査基準日の直前1年間に事業高があったことを証する契約書又は請書
- (カ) 従業員の賃金台帳（個人のみ）

エ 物品購入等に係る資格審査には、上記アに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写し
- (イ) 取扱メーカー等一覧表（様式10）
- (ウ) 機械器具等保有調書（市長が定める業務に限る。様式11）

オ 業務委託に係る資格審査には、上記アに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 業務等経歴書（様式8）
- (イ) 有資格者等名簿（市長が定める業務に限る。）
- (ウ) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写し
- (エ) 機械器具等保有調書（市長が定める業務に限る。様式11）

カ 電力供給に係る資格審査には、上記アに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 業務等経歴書（様式8）
- (イ) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写し

第3 問合せ先

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市総務部契約管財課契約係 電話 0123-24-0535（直通）